

お米の トレーサビリティ 制度



お米の産地が わかります。

米トレーサビリティ法(注)により、
消費者が米穀等(米や米加工品)の産地情報を
入手できるようになります。
商品の容器や包装、外食店や小売店等で、
原料米の産地がどこなのか確認できます。

(注)「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」

小売店等で
対象となる
米・米加工品
の例

小売店等で販売されるもの



外食店等で
対象となる
米・米加工品
の例

外食店等で提供されるもの



外食店等では

お米の産地情報が知りたいときは…

小売店、
通販等では



※外食店等では、米飯類のみが産地情報伝達の対象です。
産地は「国産」「〇〇国産」「〇〇県産」等のように表示されます。



●農林水産省のHPでは、米トレーサビリティ法についての詳しい情報を掲載しています。

URL https://www.maff.go.jp/j/syouan/keikaku/kome_toresa/index.html

米トレーサビリティ法

検索

